

令和 8 年度 鴻巣市立川里中学校 いじめ防止基本方針

－ すべての生徒が生き生きとした学校生活を送るために －

はじめに

いじめ問題への対応は、「いじめを許さない学級・学年・学校づくり」を基本とし、未然防止に取り組むことが最も重要である。同時に「いじめは、どの学級・学年・学校にも起こり得る」という認識をすべての教職員がもち、好ましい人間関係を築き、豊かな心を育てる「いじめを生まない土壌づくり」に取り組むことが大切である。そこで、学校・家庭・地域が一体となって、いじめ問題に取り組むため、鴻巣市立川里中学校いじめ防止基本方針を策定する。

I いじめの定義といじめに対する基本認識

1 いじめとは

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。（いじめ防止対策推進法第2条より）

2 いじめの基本認識

いじめ問題に取り組むにあたっては、「いじめ問題」にはどのような特質があるかを十分認識し、日々「未然防止」と「早期発見」に取り組むとともに、「いじめが認知された場合の早期対応」に的確に取り組むことが必要である。いじめには様々な特質があるが、以下の①～⑦は、いじめ問題についての基本的な認識である。

- ①いじめはどの生徒にも、どの学校にも起こり得るものである。
- ②いじめは人権侵害であり、人として決して許される行為ではない。
- ③いじめは大人には気づきにくいところで行われることが多く発見しにくい。
- ④いじめはいじめられる側にも問題があるという見方は間違いである。
- ⑤いじめはその行為の態様により暴行、恐喝、強要等の刑罰法規に抵触する。
- ⑥いじめは家庭教育のあり方にも大きな関わりをもっている。
- ⑦いじめは学校、家庭、地域社会などすべての関係者がそれぞれの役割を果たし、一体となって取り組むべき問題である。

Ⅱ 未然防止

1 生徒や学級・学年・学校の状態の把握

(1) 教職員の気づき

生徒や学級の様子を知るためには、教職員の気づきが大切であり、同じ目線で物事を考え、共に笑い、涙し、怒り、生徒と場を共にしていく。その中で、生徒の些細な言動から、個々の置かれた状況や精神状態を推し量ることができる感性を高めていく。

(2) 実態把握の方法

生徒の個々の状況や学級・学年・学校の状態を把握したうえで、いじめ問題への具体的な指導計画を立てる。そのために、生徒及び保護者への意識調査や学級内の人間関係をとらえる調査、生徒のストレスに対して心理尺度等を用いた調査等を実態把握の一つの方法として用いる。また、配慮を要する生徒たちの進級や進学、転学に際しては、教職員間や学校間で適切な引継ぎを行う。

2 互いに認め合い、支え合い、助け合う仲間づくり

主体的な活動を通して、生徒が自分自身を価値ある存在と認め、大切に思う「自尊感情」を感じとれる「心の居場所づくり」の取組を行う。

生徒は、周りの環境によって大きな影響を受け、生徒にとって教職員の姿勢は、重要な教育環境である。教職員が生徒に対して愛情をもち、配慮を要する生徒たちを中心に据えた温かい学級経営や教育活動を展開し、生徒に自己存在感や充実感を与え、いじめの発生を抑える。

(1) 教師の言動・姿勢

生徒は、教職員の一挙手一投足に目を向けている。教職員の何気ない言動が、生徒たちを傷つけ、結果としていじめを助長してしまう場合がある。教職員は、生徒のよきモデルとなり、いじめの発生を抑え、未然防止のうえでの大きな力となる。

ア) 教師の言動・姿勢

「いじめの予防」として最も大事なことは「何も起こっていないときの指導の大切さ」である。いじめを未然に防ぐことやいじめが起きたとしても適切に解決が図られるようにするために、教師一人一人が普段の指導について謙虚に振り返る。

また、いじめられている児童生徒の立場で指導・支援を行うためには、

- ①児童生徒の悩みを親身になって受け止め、児童生徒の出すサインを、あらゆる機会を捉えて見逃さない。
- ②自分たちの学級や学校にも深刻ないじめの問題が発生するという危機意識をもって当たる。
- ③いじめられている児童生徒を守り通すことを最優先に指導・支援する。
- ④教師は、日常の教育活動を通して常に児童生徒との信頼関係の醸成に努めることを念頭に置いて対応に当たる。

いじめに関する事例の分析によると、教師が直接・間接にいじめを生み出している場合がある。教師がいじめの発生に関わっている場合として、

- ・教師の不用意な一言が「いじめ」の発生を許容している場合
- ・教師の言動が結果的に「いじめ」の発生を許容している場合
- ・教師の指導が徹底されず、「いじめ」の土壌を温存させている場合

などがあることに十分留意する。

（２）心の通い合う教職員の協力体制

温かい学級経営や教育活動を学年や学校全体で展開していくためには、教職員の共通理解が不可欠であり、互いに学級経営や授業、生徒指導について尋ねたり、相談したり、気軽に話ができる職場の雰囲気づくりに努める。そのためには、校内組織が有効に機能し、様々な問題へ対応できる体制を構築するとともに、生徒と向き合う時間を確保し、心の通い合う学校づくりを推進する。

（３）自尊感情を高める学習活動や学級活動、学年・学校行事

授業をはじめ学校生活のあらゆる場面において、他者と関わる機会を工夫し、それぞれの違いを認め合う仲間づくりに努める。その中で、「こんなに認められた」「人に役に立った」という経験をさせ、生徒を成長させる。また、教職員は生徒たちへ温かい声かけを行い、「認められる」自己肯定感につなげる。

３ 命や人権を尊重し豊かな心を育てる

人権尊重の精神の涵養を目的とする人権教育や思いやりの心を育む道德教育、また、様々なかかわりを深める体験活動を充実させ、豊かな心を育成する。

（１）人権教育の充実

いじめは、「相手の人権を踏みにじる行為であり、決して許されるものではない」ということを生徒に理解させる。また、生徒が人の痛みを思いやることができるよう、人権教育の基盤である生命尊重や人権感覚をはぐくむとともに、人権意識の高揚を図る。

また、教師は、L G B T Qや外国籍の児童生徒など、学級全体が多様性を認める雰囲気を醸成するように指導を行う。

（２）道德教育の充実

未発達な考え方や道徳的価値判断力の低さから起こる「いじめ」に対し、道德教育が大きな意味をもつ。とりわけ、いじめ問題は、他人を思いやる心や人権意識の欠如から発生するものであり、いじめをしない、許さないという、人間性豊かな心を育てる。

生徒は、心根が揺さぶられる教材や資料に出会い、人としての「気高さ」や「心づかい」「やさしさ」等に触れれば、自分自身の生活や行動を省み、いじめの抑止につながる。道德の授業では、学級の生徒の実態に合わせて、題材や資料等の内容を十分に検討したうえで取り扱う。

（３）いじめ撲滅強調月間における生徒主体の取組

埼玉県におけるいじめ撲滅強調月間（１１月）に合わせ、生徒を主体とした取組を実施する。

4 保護者や地域の方への働きかけ

P T Aの各種会議や保護者会等において、いじめの実態や指導方針などの情報を提供し、意見交換する場を設ける。また、ホームページ、学校・学年だより等による広報活動を積極的に行い、いじめの持つ問題性や家庭教育の大切さなどを具体的に理解していただく。

(1) 授業参観・保護者会等

○授業参観において、保護者の方に道徳や特別活動等の時間を公開する。

○学級活動で、ゲストティーチャーを招き、話をきく。

○学級活動等で、いじめについてクラスで考えるにあたって、保護者にインタビューする課題を出す。

(例) 「いじめのない、互いに認め合うクラスになるには、どうしたらいいか」というテーマで話し合うので、ご意見を聞かせてください。

○保護者会で、いじめへの取組について説明する。

(2) ホームページ・学級だより・学年だより

○いじめへの取組についてホームページや学級通信や学年通信を通して保護者に情報発信する。

(3) 保護者同士のネットワークづくり

いじめの解決には、保護者の働きかけが大切であり、特に、保護者同士が知り合いだといじめにブレーキがかかることが多く、保護者同士の親密な関係が重要である。

そこで、学級担任等がコーディネイト役となり、学級規模で保護者同士のネットワークづくりを進め、いじめを始めとする問題行動等の情報交換や対策について話し合うことなどを工夫する。

また、「親の学習」の推進を通して、いじめの防止等のための保護者の役割についての啓発を図る。

Ⅲ 早期発見

いじめは、早期に発見することが、早期の解決につながる。早期発見のために、日ごろから教職員と生徒との信頼関係の構築に努める。いじめは、教職員や大人がきづきにくいところで行われ、潜在化しやすいことを認識し、教職員が生徒の小さな変化を敏感に察知し、いじめを見逃さない認知能力を向上させる。

また、生徒に関わる全ての教職員の間で情報を共有し、保護者の方とも連携して情報を収集する。

1 教職員のいじめに気づく力を高める

(1) 生徒の立場に立つ

一人一人の人格のある人間としてその個性と向き合い、人権を守り尊重した教育活動を行う。そのためには、人権感覚を磨き、生徒の言葉をきちんと受け止め、生徒の立場に立ち、生徒を守る。

(2) 生徒を共感的に理解する

集団の中で配慮を要する生徒に気づき、生徒の些細な言動から、表情の裏にある心の叫びを敏感に感じとれるような感性を高める。そのためには、生徒の気持ちを受け入れ、共感的に生徒の気持ちや行動・価値観を理解しようとするカウンセリング・マインドを高める。

2 いじめの例

いじめの例として、次のようなものが挙げられる。その行為が犯罪行為として取り扱われる可能性のある場合は、関係諸機関と連携し必要な措置を迅速にとる。

- ア 冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、いやなことを言われる。
- イ 仲間はずれ、集団による無視。
- ウ 「死ね」「うざい」等の手紙を机の中に入れられる。
- エ 傷つく内容のイタズラ書きをされる。
- オ 靴の中にものを入れられる。
- カ 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。
- キ ひどくぶつかられたり、叩かれたり、けられたりする。
- ク 金品をたかられる。
- ケ 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。
- コ いやなことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。
- サ パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌な事をされる。
- シ その他、人権を傷つけるすべての行為。

3 「いじめは見えにくい」ことの認識

○いじめは大人の見えないところで行われている。

いじめは大人の目に付きにくい時間や場所を選んで行われていることを認識する。

- ・無視やメールなど客観的に状況を把握しにくい形態（時間と場所）
- ・遊びやふざけあいのような形態、被害者なのに加害者と仲の良い仲間のような形態、部活動の練習のふりをして行われている形態。（カモフラージュ）

○いじめられている本人からの訴えがあるとは限らない。

いじめられている生徒には①親に迷惑をかけたくない②いじめられている自分はダメ人間だ③訴えても大人は信用できない④訴えたらその仕返しが怖いなどといった心理が働くことを認識する。

○ネット上のいじめは最も見えにくい。

ネットでいじめられている兆候は学校ではほとんど見えない。家庭で「メール着信があっても出ようとしない」「最近パソコンの前に座らなくなっている」などの兆候があれば、いじめにあっている可能性があることを保護者に伝え、いじめが疑われる場合は即座に学校へ連絡するよう依頼する。

4 早期発見のための手立て

〔日々の観察〕

休み時間や昼休み、放課後の雑談等の機会に、生徒の様子に目を配る。「生徒がいるところには、教職員がいる」ように努め、生徒とともに過ごす機会を積極的に設ける。また、教室には日常的にいじめの相談の窓口があることを知らせる掲示を行う。

〔観察の視点〕

成長段階からみると、生徒たちは小学校中学年以降からグループを形成し始め、発達の個人差も大きくなる時期でもあることから、その時期にいじめが発生しやすくなる。その発達時期をどのように過ごしてきたかなどの情報を収集し、どのようなグループがあり、そのグループ内の人間関係がどうなっているかを把握する。また、気になる言動が見られた場合、グループに対して適切な指導を行い、関係修復に当たる。

〔生活ノートや自主学習ノートの活用〕

必要に応じて気になる生徒には生活記録ノートを書かせることで、担任と生徒・保護者が日ごろから連絡を密に取ることで、信頼関係を構築する。

気になる内容に関しては、教育相談や家庭訪問等を実施し、迅速に対応する。

〔教育相談（学校カウンセリング）〕

日常の生活の中での教職員の声かけ等、生徒が日ごろから気軽にできる環境をつくる。さらに、定期的な教育相談週間を設け、生徒を対象とした教育相談を実施する等、相談体制を整備する。本校では5月から、1年生を対象としてさわやか相談員による「ふれあいトーク」を実施する。また、11月には、全校生徒を対象とした三者面談を実施し、保護者、教職員が連携して生徒理解に努める。

〔いじめ実態調査アンケート〕

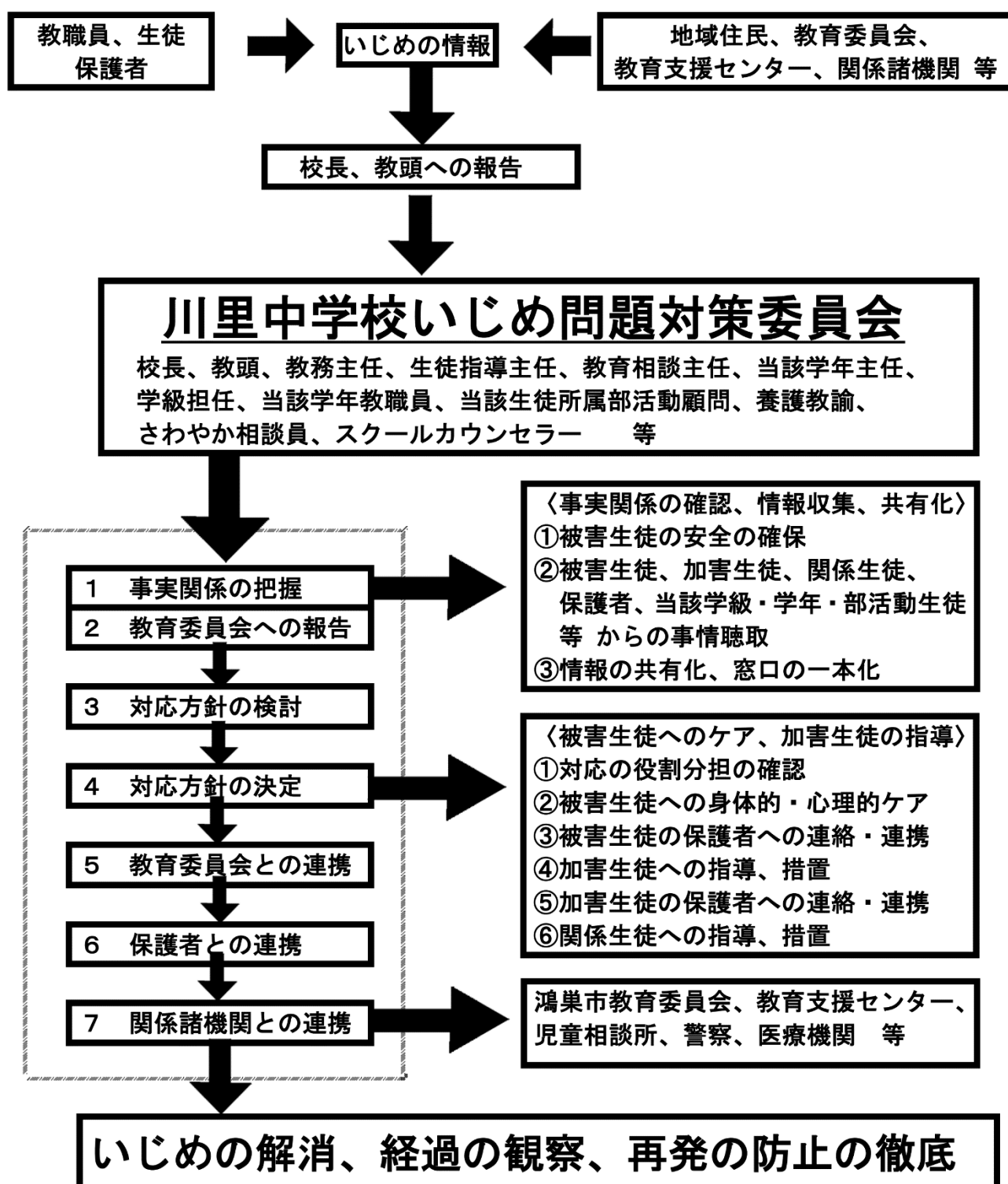
生徒対象の実態調査は、奇数月に「おもしろアンケート」として実施する。

保護者対象の実態調査は、学期の終わりに実施する。

IV 早期対応

いじめの兆候を発見した時は、問題を軽視することなく、早期に適切な対応をする。いじめられている生徒の苦痛を取り除くことを最優先に迅速な指導を行い、解決に向けて一人で抱え込まず、学年及び学校全体で組織的に対応する。また、いじめの再発を防止するため、日常的に取り組む実践計画を立て、継続的に見守る。

1 いじめ対応の基本的な手順



2 いじめ発見時の緊急対応

学校の教職員がいじめを発見し、又は相談を受けた場合には、速やかに、いじめ対策委員会に対し当該いじめに係る情報を報告し、学校の組織的な対応につなげなければならない。教員は、ささいな兆候や懸念、児童生徒からの訴えを抱え込まずに、又は対応不要であると個人で判断せずに、直ちに全て当該組織に報告・相談する。すなわち、学校の特定の教職員が、いじめに係る情報を抱え込み、いじめ対策委員会に報告を行わないことは、法第23条第1項の規定に違反する。

また、各教職員は、学校の定めた方針等に沿って、いじめに係る情報を適切に記録しておく必要がある。

いじめ問題対策委員会において情報共有を行った後は、事実関係を確認の上、組織的に対応方針を決定し、被害児童生徒を徹底して守り通すとともに、加害児童生徒に対しては、当該児童生徒の人格の成長を旨として、教育的配慮の下、毅然とした態度で指導する。

加えて、いじめられた児童生徒の立場に立って、いじめに当たると判断した場合にも、その全てが厳しい指導を要する場合であるとは限らない。例えば、好意から行った行為が意図せずに相手側を傷つけたが、すぐに加害者が謝罪し教員の指導によらずして良好な関係を再び築くことができた場合等においては、学校は、「いじめ」という言葉を使わず指導するなど、柔軟な対応による対処も可能である。ただし、これらの場合であっても、法が定義するいじめに該当するため、事案を法第22条のいじめ対策委員会へ情報共有することは必要となる。

(1) いじめられた生徒・いじめを知らせた生徒を守り通す

- ・いじめられていると相談に来た生徒や、いじめの情報を伝えに来た生徒から話を聞く場合は、他の生徒たちの目に触れないよう、場所、時間等に慎重な配慮を行う。また、事実確認はいじめられている生徒といじめている生徒を別の場所で行う。
- ・状況に応じて、いじめられている生徒、いじめ情報を伝えた生徒を徹底して守るため、登下校、休み時間、清掃時間、放課後等においても教職員の目の届く体制を整備する。

(2) 事実確認と情報の共有

- ・いじめの事実確認においては、いじめの行為を行うに至った経過や心情などをいじめている生徒から聴き取ると共に、周囲の生徒や保護者など第三者からも詳しく情報を得て、正確に把握する。複数の教職員（学年主任・担任・生徒指導主任）で対応し、事実に基づいて丁寧に行う。
- ・短時間で正確な事実関係を把握するため、複数の教職員で対応することを原則とし、管理職等の指示のもとに教職員間の連携と情報共有を随時行う。

把握すべき情報例

- ・誰が誰をいじめているのか？
- ・いつ、どこでおこったのか？
- ・どんな内容のいじめか？どんな被害を受けたか？

- ・いじめのきっかけは何か？
- ・いつ頃から、どのくらい続けているのか？
- ・今、どのような気持ちでいるのか？
- ・今後、どうしたいのか？どうして欲しいのか？
- ・その他

3 いじめが起きた場合の対応

(1) いじめの被害生徒・保護者に対して

〔生徒に対して〕

- ・事実確認とともに、まず、つらい今の気持ちを受け入れ、共感することで心の安定を図る。
- ・「最後まで守り抜くこと」「秘密を守ること」を伝える。
- ・必ず解決できることを伝える。
- ・自信をもたせる言葉をかけるなど、自尊感情を高めるよう配慮する。

〔保護者に対して〕

- ・発見したその日のうちに、保護者にいじめがあったこと、速やかに対応することを伝える。
- ・保護者のつらい気持ちや不安な気持ちを共感的に受け止める。
- ・今後の対応について協議し、学校の指導方針を伝える。
- ・継続して家庭と連携をとりながら、解決に向かって取り組むことを伝える。
- ・家庭で生徒の変化に注意してもらい、どのような些細なことでも相談するよう伝える。

(2) いじめの加害生徒・保護者に対して

〔生徒に対して〕

- ・いじめた気持ちや状況などについて十分聞き、生徒の背景にも目を向ける。
- ・心理的な孤立感・疎外感を与えないようにするなど教育的配慮をしながらも、毅然とした対応と粘り強い指導を行い、いじめが人として決して許されない行為であることやいじめられる側の気持ちを認識させる。

〔保護者に対して〕

- ・正確な事実関係を説明し、いじめられた生徒や保護者のつらく悲しい気持ちを伝え、より良い解決を図ろうとする思いを伝える。
- ・「いじめは決して許されない行為である」という毅然とした姿勢を示し、ことの重大さを認識させ、学校と家庭とで連携して指導することを伝え、協力を依頼する。
- ・生徒の変容を図るために、今後のかかわり方などを一緒に考え、具体的な助言をする。

(3) 周りの生徒に対して

- ・当事者だけの問題にとどめず、学級及び学年、学校全体の問題として考え、いじめの傍観者からいじめを抑止する仲裁者への転換を促す。
- ・「いじめは決して許さない」という毅然とした姿勢を学級・学年・学校全体に示す。
- ・はやし立てたり、見て見ぬふりをしたりする行為も、いじめを肯定していることを理解させる。
- ・いじめを訴えることは、正義に基づいた勇気ある行動であることを指導する。
- ・いじめに関するマスコミ報道や、体験事例等の資料をもとにいじめについて話し合い、自分たちの問題として意識させる。

(4) いじめの解消

いじめは、単に謝罪をもって安易に解消とすることはできない。いじめが「解消している」状態とは、少なくとも、次の二つの要件が満たされている必要がある。ただし、これらの要件が満たされている場合であっても、必要に応じ、他の事情も勘案して判断するものとする。

①いじめに係る行為が止んでいること

②被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと

いじめが「解消している」状態とは、あくまで、一つの段階に過ぎず、「解消している」状態に至った場合でも、いじめが再発する可能性が十分にありうることを踏まえ、学校の教職員は、当該いじめの被害児童生徒及び加害児童生徒については、日常的に注意深く観察する必要がある。

- ・いじめが解消したと見られる場合でも、引き続き十分な観察を行い、折に触れて必要な指導を継続的に行う。
- ・教育相談、日記、手紙などで積極的にかかわり、その後の状況について把握に努める。
- ・いじめられた生徒のよさを見つけ、褒めたり、認めたりして肯定的にかかわり、自信を取りもどさせる。
- ・いじめの被害者、いじめの加害者双方にカウンセラーや関係機関の活用を含め、心のケアにあたる。
- ・いじめの発生を契機として、事例を検証し、再発防止・未然防止のために日常的に取り組むことを洗い出し、実践計画を立て、いじめのない学級づくりへの取組を強化する。

4 ネット上のいじめへの対応

インターネットの特殊性による危険を十分に理解したうえで、ネット上のトラブルについて最新の動向を把握し、情報モラルに関する指導力の向上に努める。

未然防止には、本校の校則にある利用禁止の意図、また生徒のパソコンや携帯電話、スマートフォン等を第一義的に管理する保護者と連携した取組を行う。早期発見には、メールを見たときの表情の変化や携帯電話等の使い方の変化など、被害を受けている生徒が発するサインを見逃さないよう、保護者と連携をする。

「ネット上のいじめ」を覚知した場合は、書き込みや画像の削除等、迅速な対応を図ると共に、人権侵害や犯罪など、事案によっては、警察等の専門的な機関と連携して対応する。

(1) 未然防止のために

学校での校則遵守の徹底・情報モラルの指導だけでは限界があり、家庭での指導が不可欠であることから、保護者と密接に連携・協力し、双方で指導を行う。

〔保護者等に伝えたいこと〕

(未然防止の観点から)

- ・生徒のパソコンや携帯電話等を第一義的に管理するのは家庭であり、フィルタリングだけでなく、家庭において生徒を危険から守るためのルールづくりを行うこと、特に携帯電話やスマートフォン等を持たせることについて検討する。
- ・インターネットへのアクセスは「トラブルの入り口に立っている」という認識や知らぬ間に利用者の個人情報流出するといったスマートフォン特有の新しいトラブルが起こっているという認識をもつ。
- ・「ネット上のいじめ」は、他の様々ないじめ以上に生徒に深刻な影響を与えることを認識する。

(早期発見の観点から)

- ・家庭では、メールを見たときの表情の変化など、トラブルに巻き込まれた生徒が見せる小さな変化に気づけば躊躇なく問いかけ、即座に学校へ相談するように依頼する。

〔情報モラルに関する指導〕

インターネットの特殊性による危険や生徒が陥りやすい心理を踏まえた指導を行う。

（インターネットの特殊性を踏まえて）

- ・発信した情報は、多くの人に広まる。
- ・匿名でも書き込みをした人は、特定できる。
- ・違法情報や有害情報が含まれている。
- ・書き込みが原因で、思わぬトラブルを招き、被害者の自殺だけでなく、傷害など別の犯罪につながる可能性がある。
- ・一度流出した情報は、簡単には回収できない。
- ・誹謗中傷を書き込むことは「いじめ」であり、決して許されるものではない。
- ・匿名で書き込みができるが、書き込みを行った個人は必ず特定される。
- ・書き込みが悪質な場合は、犯罪となり、警察に検挙される。

（２）早期発見・早期対応のためには

〔関係機関と連携したネット上の書き込みや画像等への対応〕

- ・書き込みや画像の削除やチェーンメールへの対応等、具体的な対応方法を生徒、保護者に助言し、協力して取り組む。
- ・学校、保護者だけでは解決が困難な事例が多く、警察等の専門機関と連携する。

（書き込みや画像の削除に向けて）

- ・被害の拡大を防ぐために、専門機関等に相談し、書き込み等の削除を迅速に行う。

５ 重大事態への対応

（１）重大事態とは

- 一 いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めたとき。
- 二 いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めたとき。

（いじめ防止対策推進法第２８条より）

（２）重大事態の報告

重大事態が発生した場合には、直ちに鴻巣市教育委員会に報告し、本校が主体となって調査を行う。ただし、従前の経緯や事案の特性、いじめられた生徒又は保護者の訴えなどを踏まえ、本校主体の調査では、重大事態への対処及び同種の事態の発生の防止に必ずしも十分な結果を得られないと鴻巣市教育委員会が判断する場合や、本校の教育活動に支障が生じるおそれがあるような場合には、鴻巣市教育委員会の附属機関に調査を依頼する。

本校が調査主体となる場合、法第２８条第３項に基づき、鴻巣市教育委員会との連携を図りながら実施する。

（３）調査を行うための組織について

本校は、その事案が重大事態であると判断したときは、当該重大事態に係る調査を行うため、速やかに、学校におけるいじめの防止等の対策のための組織を母体とし、当該いじめ事案の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有しない者（第三者）の参加を図ることにより、当該調査の公平性・中立性を確保する。

（４）事実関係を明確にするための調査の実施

この調査は、重大事態に至る要因となったいじめ行為が、いつ（いつ頃から）、誰から行われ、

どのような態様であったか、いじめを生んだ背景・事情や生徒の人間関係にどのような問題があったか、教職員がどのように対応したかなどの事実関係を、可能な限り網羅的に明確にする。この際、因果関係の特定を急ぐことなく、客観的な事実関係を速やかに調査する。

この調査は、本校が事実に向き合うことで、当該事態への対処や同種の事態の発生防止を図るものであり、本校は、市教育委員会に対して積極的に資料を提供するとともに、調査結果を重んじ、主体的に再発防止に取り組む。

（５）調査結果の提供及び報告

いじめを受けた生徒やその保護者に対して、事実関係等その他の必要な情報を提供する責任を有することを踏まえ、調査により明らかになった事実関係〔いつ（いつ頃）から、誰から行われ、どのような内容であったか、いじめを生んだ背景・事情や生徒の人間関係にどのような問題があったか、学校・教職員がどのように対応したかなど〕について、いじめを受けた生徒やその保護者に対して説明する。また、適時、適切な方法で、経過報告も行う。

これらの情報の提供に当たっては、他の生徒のプライバシー保護に配慮するなど、関係者の個人情報に十分配慮し、適切に提供する。

また、調査結果については、鴻巣市長に報告する。

（６）重大事態が発生した場合のシミュレーション実施

重大事態の発生時、市基本方針及び鴻巣市いじめ対応マニュアルを参考に迅速な対応ができるよう、シミュレーションを全教職員で行っておく。

V いじめの防止等のための組織の設置

本校の実情に応じ、いじめ防止等の対策を実効的に行うための組織として「川里中学校いじめ問題対策委員会」を設置する。

（１）構成員

この組織は、本校の生徒指導部会を母体として校長が組織し、管理職、主幹教諭、教務主任、生徒指導主任、学年主任、養護教諭等の中から学校の実情により充て、個々の事案に応じて学級担任や部活動の顧問等も加えることができるものとする。

また、必要に応じて外部専門家等の参加を図りながら対応することにより、より実効的ないじめ問題の解決に資するよう工夫する。

（２）活動内容

- ・ いじめ防止に関する具体的な年間計画の作成・実行・検証・修正
- ・ 家庭や地域、関係機関との連携
- ・ いじめの相談・通報の窓口
- ・ いじめの疑いに係る情報があった時の対応
- ・ 学校いじめ防止基本方針の評価と見直し

（３）開催

- ・ 学期に１回（年３回）開催を予定するが、いじめ事案が発生した時は、校長は臨時で構成員を招集し開催する。

（４）役割

【未然防止】

ア いじめ未然防止のため、いじめが起きにくい、いじめを許さない環境づくりを行う役割

【早期発見・事案対処】

イ いじめの相談・通報の窓口としての役割

ウ いじめの疑いに関する情報や生徒の問題行動などに係る情報の収集と記録、共有を行う役割

エ いじめに係る情報（いじめが疑われる情報や生徒の人間関係に関する悩みを含む）があったときには、緊急会議を開いていじめの情報の迅速な共有、関係のある生徒へのアンケート調査や聴き取り調査等により事実関係の把握といじめであるか否かの判断を行う役割

オ いじめの被害生徒に対する支援・加害生徒に対する指導の体制・対応方針の決定と保護者との連携といった対応を組織的に実施する役割

【学校いじめ防止基本方針に基づく各種取組】

カ 学校いじめ防止基本方針に基づく取組の実施や具体的な年間計画の作成・実行・検証・修正の中核としての役割

キ 学校いじめ防止基本方針における年間計画に基づき、いじめの防止等に係る校内研修を企画し、計画的に実施する役割

ク 学校いじめ防止基本方針が当該学校の実情に即して適切に機能しているかについての点検を行い、学校いじめ防止基本方針の見直しを行う役割（PDCAサイクルの実行を含む）

いじめ問題対策委員会は、生徒及び保護者に対して、自らの存在及び活動が容易に認識される取組を実施する必要がある。また、いじめを受けた生徒を徹底して守り通し、事案を迅速かつ適切に解決する相談・通報の窓口であると生徒から認識されるようにしていく必要がある。その際、教職員は、生徒からの訴えを、抱え込まずに、そして対応不要であると個人で判断せずに、直ちに全て当該組織に報告・相談する。加えて、当該組織に集められた情報は、個別の生徒ごとに記録する。

VI その他

毎年度、学校いじめ防止基本方針が、実情に即して適切に機能しているかを、いじめ問題対策委員会対策を中心に点検し、必要に応じて見直すPDCAサイクルを確立する。

学校いじめ防止基本方針に基づく取組の実施状況を学校評価の評価項目に位置付け、その評価結果を踏まえ、学校におけるいじめの防止等のための取組の改善を図る。